

第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

第 52 期第 14 回 本審 議事録

1 日 時 令和 3 年 3 月 9 日（火） 10 時 00 分～11 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 労働局大会議室

3 出席者

- （公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、
本田委員、山田委員
- （労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
- （使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室
長、嘉悦賃金指導官、辛川給付調査官

4 議 題

- （1）令和 3 年度の熊本地方最低賃金審議会運営について
- （2）特定最低賃金の改正に関する関係労使の申出の意向表明（確認）について
- （3）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、第 52 期第 14 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員のご出席は、15 名でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の、定足数を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、熊本地方最低賃金審議会運営規定第 6

条第1項に基づきまして、会議の公開を掲示しておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

それでは、会長に進行をお願いいたします。

会長 おはようございます。それでは議題に入ります前に、熊本地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名したいと思います。労側は山本委員、使側は加島委員にそれぞれお願いできますか。

山本委員、加島委員 はい。

会長 よろしく申し上げます。それでは、議題に入ることにします。最初の議題は、「令和3年度の熊本地方最低賃金審議会運営について」でございます。審議会の開催予定(案)について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 令和3年度の熊本地方最低賃金審議会運営について説明いたします。

来年度の最低賃金審議会は第53期の1年目となります。

資料につきましては、「第53期(令和3年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)」をご覧ください。左端に審議会開催時期の予定日程、その右横には令和2年度の実績、右端には予定される審議内容を記載しております。

最初の審議会は、第1回全員協議会でございます。審議内容は、特定最賃申出要件の説明及び審議会運営等についてご協議いただきます。5月中旬予定でございます。

次に本審でございます、水色でマークしております。合計7回の開催を予定しております。

最初の第1回本審は、地域別最賃の改正諮問、特定最賃の改正申出、地域別最賃専門部会の委員任命等が議題となります。

第2回本審は、地域別最賃の目安額伝達を予定しております。中賃の目安答申日に左右されます。中賃の目安額答申後を予定しております。

第3回本審は、地域別最賃の専門部会での金額審議の結審後、改正答申(報告)がございます。なお、特定最賃においては、運営小委員会の改正の必要性有無の報告から必要性有りの答申を

経て、改正決定の諮問の運びとなります。8月上旬に開催を予定しておりますが、変更の可能性を含んでおります。

令和3年度も10月1日(金)の発効を目指す場合、8月5日(木)までに本審開催、改正答申する必要があります。

第4回本審は、地域別最賃の改正答申を受けての異議申出の有無確認後に、異議申出の審議となります。8月中旬の開催を予定しておりますが、改正答申日によりまして変わってきます。

8月5日(木)本審開催、改正答申、10月1日(金)発効であれば、異議審は8月23日(月)午前となってきます。

地域別最賃の異議申出は、この数年、熊本県労働組合総連合と熊本県医療介護福祉労働組合連合会から提出されております。おそらく来年度も異議申出の審議につきましては、行われることになると思われます。

第5回本審は、特定最賃専門部会の審議を終えてから、特定最賃の改正答申を行います。例年通り12月15日発効を予定した場合、今年度と同様に、10月14日(木)本審開催、改正答申となります。

第6回本審は、特定最賃改正にかかる異議申出の審議でございます。12月15日発効の場合、異議申出締切りが10月29日(金)ですので、異議申出があった場合は、11月初旬の開催となります。なお、今まで特定最賃に係る異議申出はありませんので、今年度も開催しておりません。

第7回本審は、令和3年度最後の審議会となります。今日の審議会と同様に、翌年度の審議日程、特定最賃改正申出の意向確認の議題で、令和4年3月上旬の開催を予定しております。

以上、本審は合計7回を予定しております。本審につきましては以上でございます。

運営小委員会につきましては、第3回本審で、特定最賃改正の必要性有無の報告、特定最賃改正の諮問を予定しておりますことから、特定最賃改正申出書の審査結果を報告しまして、その必要性有無の審議、答申を行っているところです。8月初旬に開催する第3回本審と同日に開催を予定しております。

地域別最賃専門部会につきましては、中賃の目安額答申前に第1回目を行ってまいりました。しかし、この難しい経済情勢ですので、他局の状況を見る必要が生じておりまして、第1回地域別

専門部会を中賃の目安答申後に第2回地域別専門部会と一緒に
行うことも検討されます。

特定最賃専門部会につきましては、9月中旬から10月上旬
にかけて、それぞれの専門部会を計2回ずつ(予備日を入れると
計3回)開催予定としております。

あくまでも、令和2年度の実績を踏まえました令和3年度の
審議日(案)でございますので、再度、変更の可能性があること
を申し添えます。

以上、令和3年度の審議会日程(案)の説明でございました。

会長 ただ今の説明につきまして、ご意見等はございませんでし
ょうか。

労側委員 中賃の目安が示される日程が、東京オリンピックの関係で1
週間程度早まるかもしれないという情報が労組経由で入ってい
るが、実際はどうなるのでしょうか。この点に関して事務局に何
か確定情報は入ってますでしょうか。

賃金室長 現在のところ、中賃の日程に関する確定情報は入っておりま
せん。

会長 東京オリンピックの関係で中賃の日程が前倒しになるかもし
れないという話ですね。日程変更がある場合など、情報が入りま
したら事務局から伝達をお願いします。

中賃の目安が出てから本格的な議論に入りますが、例年なら
ば10月1日発効ということを目指して議論を行っているところ、
昨年は非常に厳しい中での金額審議でしたので、10月1日
発効日ということの優先順位を少し下げて、さらなる金額審議
を続けるかという議論もありました。令和3年度もいろいろと
厳しい議論をしていくことになるかと思われまますので、日程も
ある程度柔軟に考えていく必要があるかと思えます。

会長 令和3年度の開催予定につきましては、事務局から説明の通り
ですが、日程変更があるかもしれません。皆様、よろしいでし
ょうか。

全委員 はい。

会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。
2番目の議題は、「特定最低賃金の改正決定に関する関係労使の申出の意向確認について」でございます。

来年度の特定最低賃金改正の申出の予定につきましては、今年度末を目途に、その意向の有無を審議会の中で、労使の各委員に確認することとされております。

先月、局長に労側から文書による意向表明がなされておりますので、この場で確認させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 この特定最低賃金の改正に係る意向表明につきましては、「特定最低賃金の改正に係る申出が行われる業種については、審議会における年間審議スケジュールの調整などに鑑み、概ね前年度末を目途に、その意向の有無を審議会において労使に確認することとする。なお、その際に、局長に対し申出の意向の表明があったものについては、合わせて審議会に対し報告を行うこととする。」と関係通達に定められております。

本年2月18日に、関係労側委員から熊本労働局長に文書で意向表明がなされております。本日は、この意向表明につきまして、当審議会に報告いたします。

3通の改正申出の意向表明の写しを資料としてお配りしております。

・熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（電気機械）

・熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（輸送機械）

・熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金

につきまして、改正の意向表明がありましたことをご報告いたします。

意向表明がなされた場合、申出に係る最低賃金につきまして、現時点で確認しました適用労働者数及び適用使用者数を、事務局は申出予定者に書面をもってお知らせすることとなっております。その資料が、「令和3年度 特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数」でございます。

この表の集計は、平成28年経済センサス(基礎調査)を基礎とし、その後の新設事業場や最低賃金に関する基礎調査等で事業廃止が確認された事業場数及び労働者数を加減した上で、さらに、令和2年実施の「最低賃金に関する基礎調査」により推計した適用除外労働者数を減じて算定しております。

令和3年度の特定最低賃金改定の申出につきましては、関係労側委員の方は、この数字を基に、6月30日(水)までをお願いいたします。

以上で、特定最賃改正申出の意向確認等の説明を終わります。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、電気機械、輸送機械、百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の改正に関する意向表明につきまして、ご質問等ございますか。

会長 それでは、特段ご質問等ないようですので特定最低賃金の改正決定に関する申出の意向につきましては、委員の皆様がご確認、ご了承されたということによろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 来年度の8月に開催予定の第1回運営小委員会で、特定最低賃金改正決定に係る必要性有無についての諮問が予定されておりますので、関係労側委員は、6月30日(水)までに、特定最低賃金改正決定申出書の提出をお願いします。よろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 それでは、次の議題に入ります。3番目の議題は、「その他」でございますが、事務局から資料等の説明をお願いします。

賃金室長 資料に「令和2年度地域別最低賃金の改定状況」を添付しておりますが、簡単に説明いたします。

改定額の全国加重平均額は902円で、全国加重平均1円の引上げとなりました。

最高額は令和2年度の改定はありませんでしたが東京都の1,

013円、最低額は秋田県、鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、大分県、沖縄県の792円です。

熊本県は793円で、青森県、岩手県、山形県、愛媛県、長崎県、宮崎県、鹿児島県も同額です。最高額の東京都と熊本県の時間額の差は220円となっております。

なお、10月1日発効した局は、22県(昨年度は26県)となっております。

以上で、資料の説明を終わります。

会長 ただ今の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

使側委員 全国加重平均とはどのように計算されているのでしょうか。

賃金室長 全国加重平均とは、最低賃金の全国平均値を算出する際、単純に平均するのではなく、各都道府県の最低賃金額に労働者数等の指標による重みづけをした上で計算された平均値のことです。

会長 改定後の額については、東京と熊本の差が220円、福岡とは49円差ということですね。

会長 それでは、本日の議事録及び資料の公開の有無についてですが、本日の会議が「公開」でしたので、議事録及び資料については「公開」とします。それでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 それでは、議事録及び資料につきましては「公開」とさせていただきます。今年度の最賃の議論が思い出されますが、リーマンショック以来の非常に厳しい経済状況、新型コロナ禍、熊本地震、それに加えて令和2年7月豪雨にも見舞われるという非常に厳しい状況下での審議でしたが、ここにおられる委員の皆さんと真摯な議論ができたことは非常によかったと思っています。

それでは、本日は今年度最後の審議会となりましたので、局長からご挨拶をお願いいたします。

労働局長 今年度最後の最低賃金審議会でございます。年度末のお忙し

い中、お集りいただき大変有難うございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨といった例年に無い出来事が起こり、中央最低賃金審議会からは目安額が示されないといった困難な中、真摯にご議論いただきました。

結果的に、792円の7県を上回り、熊本県は793円の8県に属している状況であります。福岡との差を2円縮めることと、全国最下位を脱出することができた年でもあります。

7月23日から8月8日までの17日間、東京オリンピックが予定されていますので、それに伴う審議日程についての例年と違うパターンというのも考えられますので、そういった点は、皆様方と情報を共有しながら、円滑な審議を進めていきたいというふうに思っているところでございますので、また4月以降の日程調整をしながら進んでまいりたいと思います。

来年度もよろしくお願ひしたいと思ひます。今年度は本当にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第14回最低賃金審議会を終了いたします。

全員

ありがとうございました。